

【老朽化した空家等を除却した土地の固定資産税等の減免制度】

## 減免制度を利用するための手続きの流れ（令和8年度課税分）

### （1）老朽空家等除却確認書の交付申請 令和8年3月31日まで

- 老朽空家等を除却した後、申請書（別添）に必要書類を添付し、自治振興課に提出してください。（郵送可）

※申請前に減免制度の条件に当てはまるかの確認をしてください。不明な点がある場合は自治振興課（048-574-8597）にお問い合わせください。



### （2）老朽空家等除却確認書交付 令和8年4月下旬

- 自治振興課から老朽空家等除却確認書を郵送します。

（減免申請に必要な書類を同封）

※令和7年内に申請いただいた場合、確認書の交付はこの時期になります。



### （3）納税通知書（減免前）の受領 令和8年5月上旬

- 資産税課から固定資産税・都市計画税の納税通知書を送付します。

**注意！** … この納税通知書では、納付しないでください。



### （4）減免申請（資産税課）

- 減免申請に必要な書類と手続き方法については、（2）老朽空家等除却確認書交付の際に同封いたします。